

## 第 19 期（令和 8 年度）医療法人長晴会処遇改善計画

### 支給期間

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

※令和 8 年 4 月～5 月は第 18 期計画を準用

※第 19 期計画の適用は令和 8 年 6 月より

### 勤務期間

令和 8 年 4 月 21 日～令和 9 年 3 月 20 日

※第 19 期計画適用分の勤務期間

令和 8 年 6 月 21 日～令和 9 年 3 月 20 日

### 1. 基本給、その他手当での改善

#### (1) 基本給等の改善

以下の賃金改善分を処遇改善によるものとして取り扱う。

- 介護職員の定期昇給額（平成 21 年以降の昇給分全て）
- 介護職員の給与改善額（平成 21 年以降の基本給・各種手当の改善額）

#### (2) 採用時期別の取扱い

- H29.4～R4.9 採用された介護職員  
基本給のうち 20,000 円およびその後の昇給額全て
- R4.10 以降採用の介護職員  
介護福祉士           : 基本給のうち 45,000 円  
非介護福祉士       : 基本給のうち 30,000 円  
およびその後の昇給額全て

#### (3) 介護事業所に勤務する介護職以外の職員の取扱い

- R6.2 以降 介護事業所勤務職員の昇給額全て
- R6.2 以降 介護職以外の職員のうち 5,000 円およびその後の昇給額全て
- R7.12 以降 居宅介護支援事業所、訪問リハビリ事業所職員の昇給額全て

#### (4) パート職員について

- R6.1 以降 介護パート職員の時給改善額
- R6.2 以降 介護事業所に勤務するパート職員の時給改善額
- R7.12 以降 居宅介護支援事業所、訪問リハビリ事業所に勤務するパート職員の時給改善額

## 2. 特定処遇改善手当

### 対象者

- A 経験のある介護福祉士：対象事業所に勤務する常勤の介護福祉士
- B その他の介護職員：対象事業所に勤務するAに該当しない介護職員
- C その他の職員：対象事業所に勤務する職員

### 支給方法

夜勤毎に以下に定める額を支給する。

#### Aの職員（介護福祉士）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	7,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	3,500円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	4,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	8,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	5,000円	通常的外部夜勤手当9,700円に加えて支給

#### Bの職員（介護職員）

老健夜勤（15時間勤務）4回目まで	5,000円	通常夜勤手当7,000円に加えて支給
〃 5回目以降	2,000円	〃
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常的外部夜勤手当9,700円に加えて支給

#### Cの職員（看護職員）

老健夜勤（15時間勤務）	2,000円	通常夜勤手当9,000円に加えて支給
GH夜勤（8時間勤務）3回目まで	2,000円	通常夜勤手当5,000円に加えて支給
〃 4～5回目	5,500円	〃
GH外部夜勤（8時間勤務）	2,000円	通常的外部夜勤手当9,700円に加えて支給

#### A P宿直（全職員）

訪問介護の待機料として （12時間待機）	7,000円	通常の前宿直手当7,000円に加えて支給
-------------------------	--------	----------------------

補足1 GH夜勤は月5回まで支給対象とし、6回目以降は支給しない

補足2 GH外部夜勤は月3回までを支給対象とし、4回目以降は支給しない

補足3 夜勤業務については補助が必要な期間は支給対象外とする。

補足4 退職手続中の者に関しては支給対象外とする。但し、規定に従った手続きをとっている場合は支給する

### 3. ベースアップ手当（改定）

対象者 介護事業所に勤務する正職員

支給額

- ① 18,000円（9,000円増） 主たる業務が介護職で且つ介護福祉士を有する職員
- ② 13,000円（9,000円増） ①に該当しない介護職員、その他職員

ケアマネ加算

- 10,000円（5,000円増）
- 対象者のうち、ケアマネの資格を有している者に加算する。有効期限が切れている場合は対象外とする。

補足1 勤務制限のある職員は区分②とする

補足2 退職手続中の者は対象外（規定に従った手続きをとっている場合は支給する）

### 4. その他の処遇改善

#### （1）特別賞与

勤務態度・勤務実績に応じて支給する場合がある

#### （2）一時金

改善額が加算額に満たない場合の調整として支給する

#### （3）基本給増額に伴う賞与増加額

#### （4）法定福利費増加分

賃金改善に伴い増加した法人負担分

## 5. 賃上げ支援補助金（令和7年度）

### （1）補助金概要

対象期間：令和7年12月～令和8年5月

受給見込額：約920万円

### （2）支給方法

令和8年7月（夏季賞与時）に特別一時金として支給

### （3）支給内容

対象者：介護事業所に勤務する正職員

#### ① 一律支給

- 対象職員：100,000円／人（76名）
- 支給総額：約760万円

※ 支給額の取扱い

半年間すべての期間において従事した職員については一律100,000円を支給する。

なお、期間途中に入職した職員及びパート職員等は対象外とする。

#### ② 残額の取扱い

残額：約160万円（概算）

各セクション長の推薦に基づき、役員会の承認を得て成績優秀者へ配分する

## 6. 附則

本計画は令和8年6月21日より適用する。